

○ 茨城県警察機動隊の運営に関する訓令

平成22年3月31日

本部訓令第6号

〔沿革〕平成27年3月本部訓令第6号改正

茨城県警察機動隊の運営に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察機動隊の運営に関する訓令

茨城県警察機動隊規程(昭和38年茨城県警察本部訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察機動隊(以下「機動隊」という。)の勤務及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備及び災害警備(原子力災害警備を含む。)の任に当たるものとし、その他必要に応じ、部隊活動により雑踏警備、警衛警護、集団警ら、各種取締り等に当たるものとする。

(部隊編成)

第3条 機動隊は、原則として中隊は3個小隊をもって、小隊は3個分隊をもって編成する。

(隊員の選定の基準)

第4条 機動隊員(以下「隊員」という。)の選定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 幹部隊員にあつては、指揮能力に優れ、かつ、その任務達成について必要な知識及び技能を有し、身体強健な巡査部長以上の階級にある者であること。
- (2) 一般隊員にあつては、原則として、勤務成績が優秀で、かつ、1年以上の実務経験を有し、30歳未満の身体強健な者であること。

(勤務制)

第5条 隊員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警備部機動隊長(以下「隊長」という。)、副隊長及び庶務担当者は、通常勤務(茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令(昭和29年茨城県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。)第1条に規定する勤務をいう。)とする。
 - (2) 前号以外の隊員は、日勤制とする。ただし、隊長は、必要により交替制により勤務させることができる。
- 2 前項第2号の規定により勤務する隊員の週休日及び勤務時間の割振り単位期間(訓令第2条第1項に規定する割振り単位期間をいう。)は、4週間とする。

(勤務時間割)

第6条 日勤制又は交替制により勤務する隊員の勤務時間割は、原則として別表に定めるとおりとする。

2 隊長は、業務上の必要がある場合は、前項の勤務時間割を変更することができる。

(勤務の種別)

第7条 機動隊の勤務は、次のとおりとする。

- (1) 出動
- (2) 待機
- (3) 教養訓練

(派遣要請)

第8条 警察署長は、機動隊の派遣を必要とする事案が発生し、又は発生が予想されるときは、当該派遣に係る事案を主管する警察本部の課長(以下「主管課長」という。)と協議の上、派遣要請書(別記様式)により、隊長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に要請しなければならない。

(出動時の指揮)

第9条 機動隊が出動したときは、当該出動事案に係る警備本部(警備本部に準ずるものを含む。)の長又は警察署長若しくは主管課長の指揮下に入るものとする。

(出動報告)

第10条 機動隊が出動して帰隊したときは、隊長は、次に掲げる事項を本部長に報告するものとする。

- (1) 出動の日時及び場所
- (2) 出動人員及び勤務時間
- (3) 事案の概要
- (4) 勤務の概要
- (5) 隊員の負傷の有無及び程度
- (6) 装備資機材の使用状況及び損害の状況
- (7) 隊員の功過
- (8) その他参考となる事項

(教養訓練計画)

第11条 隊長は、毎月教養訓練計画を作成するものとする。

(教養訓練)

第12条 隊長は、隊員に対し警備関係法令の教養並びに警備実施及び部隊活動に必要な教養訓練を行うものとする。

2 隊員の教養訓練は、必要により警察本部の職員、学識経験者等に依頼して行うことができる。

(隊員の宿所)

第13条 隊員は、原則として隊長が指定する職員宿舎に寄宿するものとする。ただし、特別の理由があるときは、隊長の許可を受けて職員宿舎以外に居住することができる。

(当直)

第14条 機動隊に、当直を置く。

(隊章及び隊腕章)

第15条 隊長及び隊員は、制服を着用するときは、別に定めるところにより隊章及び隊腕章を着用する。ただし、業務上の支障のあるときは、この限りでない。

(細則)

第16条 この訓令の実施に関し必要な事項は、隊長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

<別表、様式略>